二　蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時	一　蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの イ　材料検査 ロ　寸法検査 ハ　外観検査 ニ　組立て及び据付け状態を確認する検査 ホ　耐圧検査 ヘ　漏えい検査	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であって、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査
三　発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時	四　組立て及び据付け状態を確認する検査 五　耐圧検査 六　漏えい検査 七　原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能であって、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査
四　発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時		発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査
五　工事の計画に係る全ての工事が完了した時		